

平成25年度における

保健事業の変更点について

●メンタルヘルス相談施設の追加について

「ハートランドしぎさん」に加えて「大学院連合メンタルヘルスセンター」（帝塚山大学こころのケアセンターにてカウンセリング）を追加しました。詳細は裏表紙をご覧ください。

●人間ドック検査項目の追加について

- 男性：PSA検査（前立腺がん）
 - 女性：CA125検査（卵巣がん、子宮内膜症）
- スクリーニング検査として実施されている上記の検査を本組合の人間ドック受診時に追加します。受診者に新たな費用は発生しません。

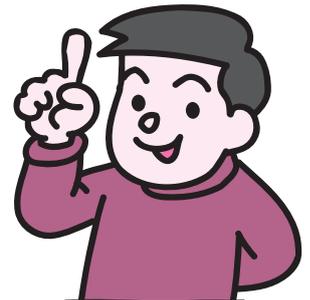
●災害見舞品配付事業の一部変更について

短期給付の附加給付である「災害見舞金附加金」が廃止されることに伴い、これまで災害見舞金の2カ月未満及び附加給付金の2カ月未満の給付決定時に併せて給付されていた災害見舞品（30,000円部分）が廃止となります。ただし、災害見舞金の2カ月未満における給付決定がされた場合においても、その災害が災害救助法の適用を受けた場合に限り、災害見舞品（30,000円）が給付されます。なお、災害見舞金の2カ月以上の給付決定時に併せて給付される災害見舞品（50,000円部分）は継続します。

その他の保健事業につきましては、皆さんに別に配布しています「平成25年度版共済組合ミニガイド」をご覧ください。また、平成25年度も次のとおり健(検)診事業を行いますのでご利用ください。

健(検)診事業について

本組合では、組合員である皆さんの心身の健康を保持していただくよう、下記の健(検)診等を行っています。
被扶養者の方も受診できるものもございますので積極的にご利用ください。



成人病健診	<p>対象者：30歳以上の組合員</p> <p>受診方法：検査機関の検診車により巡回健診（所属所から申込みがあった場合、委託定期健康診断と同時に実施）</p> <p>健診種目：胃部検査、心電図検査（35歳を除く30歳代）、眼底検査（40歳以上）、血液検査、大腸検査（希望者のみ）</p> <p>実施期間：5月～10月</p> <p>注意事項：人間ドック申込者は対象外。胃部検査、大腸検査の結果必要とされた場合、精密検査を実施（7月～2月予定）</p>
健委健康診断定期	<p>対象者：組合員</p> <p>受診方法：成人病健診と同時に実施（所属所からの申込みによる）</p> <p>健診種目：労働安全衛生規則第44条の規定に定める定期健康診断項目の中から所属所より申込のあった項目</p> <p>実施期間：5月～10月</p>
特定健康診査	<p>対象者：40歳以上75歳未満の組合員とその被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者</p> <p>受診方法：特定健康診査受診券をもって指定医療機関にて受診</p> <p>検査項目：身長、体重、血液検査、尿検査 ※医師が必要と判断した場合は、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施</p> <p>実施期間：特定健康診査受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>注意事項：所属所の定期健康診断・人間ドックを受診すれば特定健診受診にかえられます。</p>

特定保健指導	<p>対象者：特定健康診査を受診し、その結果から本組合が必要であると判断した組合員とその被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者</p> <p>利用方法：特定保健指導利用券をもって所属所、若しくは指定医療機関にて利用</p> <p>実施期間：特定保健指導利用券配布後～利用券に記載の有効期限</p>
人間ドック	<p>対象者：35歳以上（脳ドックは50歳以上）の希望する組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申し込み、受診券を受け取った後、指定医療機関にて受診</p> <p>検査コース：日帰りコース、1泊2日コース、脳ドックコース（指定医療機関による）</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月25日</p> <p>共済組合助成額：組合員 20,000円（節目該当年齢組合員 30,000円） 被扶養者 13,000円（節目該当年齢被扶養者 19,000円）</p>
婦人科健診	<p>対象者：30歳以上の希望する女性の組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申し込み、受診券を受け取った後、指定医療機関にて受診</p> <p>健診種目：子宮がん検査（問診・内診・頸部細胞診）、 乳がん検査（問診・内診・触診）</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月25日</p> <p>共済組合助成額：上記健診種目に限り、全額負担 マンモグラフィ、乳腺超音波検査を婦人科健診若しくは、人間ドックの追加検査として受診の場合は一部助成（2,000円助成）</p>
歯周病検診	<p>対象者：20歳から60歳までの5歳刻みの節目該当年齢組合員</p> <p>受診方法：受診券をもって指定歯科医療機関にて受診</p> <p>検診種目：歯周組織の検査、問診、指導</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>共済組合助成額：3,000円</p> <p>注意事項：検診当日、歯科医療機関で4,000円を支払い、「歯周病検診費用請求書」にて所属所共済事務担当課を通じて共済組合に費用請求を行うことで後日、給付金等振込口座に送金します。（自己負担額 1,000円）</p>

● 若年層からの意識付けが大切です！ ●

どんな病気も気づいてからの治療では、どうしても後手にまわってしまうので治療期間も費用も嵩んでしまいます。そうならないためには、日々の生活習慣をただすことと、何よりも『予防』が重要です。

共済組合が行っている歯周病検診は平成24年度より対象年齢を20歳からに引下げました。虫歯や親不知など、歯のことでしか日ごろ歯科医院に行かない方も多いと思いますが歯周病は糖尿病など全身疾患にも通じる恐ろしい病気です。そこで大切なのが、やはり『早期発見・早期治療』であり、罹患しないままの『予防』ができればいいことはありません。

次のグラフは平成25年度1月末現在の歯周病検診の受診率です。「まだ若いから大丈夫」という意識からか、若年層の受診率の低さが目立ちます。しかし、若年層からこまめに受診し、予防することが将来の健康にもつながるのです。

今年度の対象者の皆さん、受診券がお手元に届きましたら、この機会に是非受診してください。

受診券は、6月中に配布する予定をしています。

歯周病検診 受診率

